

令和元年9月11日

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫 様

扶桑町長 千田 勝隆

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の回答書について

見出しの件について、下記のとおり回答します。

記

**【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1、安心できる介護保障について**

**★(1)介護保険料・利用料について**

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】**

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】**

利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めております。

**★(2)介護保険利用について**

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

**【回答】**

介護認定申請等基本的な案内、手続きについては職員が皆対応できるよう努めており、介護保険利用の相談についても対応しております。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

**【回答】**

基準回数以上の生活援助中心型サービスを計画する場合、ケアプラン等を保険者まで提出いただき、ケアプランの検証を行います。必要によりケアプランの是正を促しますが、基準回数で一律に制限するわけではありません。

**(3)基盤整備について**

**★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。**

**【回答】**

特別養護老人ホームの待機者の状況、近隣の入所系施設の整備状況などを踏まえ、事務を進めてまいりたいと考えております。なお、現在、小規模多機能施設、認知症デイサービスの開設事業者を公募中です。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

**【回答】**

特例入所についてはホームページで説明をしております。また、特例入所の適用については、入所判定基準により内部で検討会を開催し適切な判断に努めています。

**★(4)総合事業について**

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一時的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

**【回答】**

介護予防の訪問と介護予防通所介護については、従来相当サービスが必要な方には継続的に利用していただいております。期間を基準に一律でサービス内容を変更するのではなく、状態を十分に考慮したうえでのサービスの提供を行っております。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

**【回答】**

地域支援事業上限額の範囲内で必要なサービスが提供できるよう努めていきます。従来相当のサービスについては、従来どおり利用していただいております。また、上限額の範囲内で、介護予防教室等の各種事業を実施しているところです。

**(5)高齢者福祉施策の充実について**

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

**【回答】**

閉じこもり予防のための「宅老事業」について社会福祉協議会へ委託しており、社会福祉協議会が3会場で各会場週1回のサロンを実施しております。また、地区主体で行っている「地区宅老」へは、社会福祉協議会による運営支援、情報交換会の開催、講師謝礼等に対する年間1万円までの助成などを実施しております。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

**【回答】**

現在、認知症予防を目的に、脳トレを中心とした「頭の体操教室」、脳トレと運動をあわせて行う「はつらつ教室」の実施をしています。また、介護予防全般を目的に、運動、栄養、

口腔の総合的なプログラムにより介護予防を行う「元気アップ教室」の3事業を実施しております。今後についても地域支援事業の上限額の範囲内で、介護予防事業の充実を検討していきます。

- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

**【回答】**

住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しております。高額介護サービス費については、現在実施しておりません。高額介護サービス費の受領委任払いにつきましては、手続きの流れ、運用管理及びシステム改修の必要性などを踏まえ研究していきたいと考えます。

**★(6)介護人材確保について**

- ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

**【回答】**

介護人材確保対策の取組として、国では介護職員の処遇改善、多様な人材確保・育成、介護職の魅力向上など検討されていますが、町としてこれらの取組へどのようにかかわっていくかを研究していきたいと考えます。

- ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

**【回答】**

国の制度である介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算の制度を活用し、介護職員の処遇改善につなげていきたいと考えます。

- ③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

**【回答】**

介護職員の配置基準については、国の基準により適切に配置が行われるよう周知に努めたいと考えます。

**★(7)障害者控除の認定について**

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

**【回答】**

支援2、介護度1～3で一定の条件を満たす方を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、介護度4、5で一定の条件を満たす方を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置づけております。一定の条件は、主治医意見書、認定調査票から判断し、対象者を認定しております。現在のところ認定者すべてを対象者することは考えてはおりません。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定

申請書」を自動的に個別送付してください。

**【回答】**

該当者に個別に「障害者認定書」を送付しております。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

**【回答】**

平成30年度からの国保の広域化により、県も保険者になるなど制度改正が行われており、町単独の新たな減免制度は考えておりません。

一般会計からの繰入は平成15年度より一定額を繰入れており、今年度において7千万円の繰入を行います。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

**【回答】**

前年からの所得減少が大きい世帯に対して町単独の減免で18歳以下の子どもに対し均等割を半額としております。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

**【回答】**

現行の制度を維持していきたいと考えています。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

**【回答】**

資格証明書の発行はしておりません。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

**【回答】**

生活実態をお聞きするために短期保険証を6ヶ月の期限のものにし、窓口にお越しの際に納付の相談をさせていただいております。

差押については国税徴収法に基づき適切に執行しております。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にはわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**【回答】**

制度の案内は窓口用チラシ、納税通知書同封の案内文書の中に一部掲載しております。当面、現状基準での制度を継続していきます。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】

実施にあたり、法律改修や例規の整備が必要となってきます。  
今後近隣の動向を注視し、情報を収集していきたいと考えています。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

財産の差押えは、国税徴収法に基づき適切に執行しております。差押え禁止財産の差押えは行っておりません。

滞納整理にあたっては、滞納者との面談及び生活状況の把握を十分にできるよう努めております。納税猶予、換価の猶予、滞納処分の停止については法律に基づき適正に行っております。分納、減免も滞納者の状況をよく把握し適切に行っております。

### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

「水際作戦」は行っていません。相談者・申請者の話をしっかり聴き、状況を確認し県のケースワーカーとともに適切な対応を行っています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】

当該事業の実施主体については、扶桑町にないため、本要望については、県に伝えさせていただきます。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答】

そのような事例が発生した場合には、本人に経緯と返還について説明し、どのように返還していくか十分相談し返還計画をたてます。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】

当該事業の実施主体については、扶桑町にないため、本要望については、県に伝えさせていただきます。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答】

当該事業の実施主体については、扶桑町にないため、本要望については、県に伝えさせていただきます。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現行の制度を維持していきたいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】

現行制度である中学生までの助成を維持していきたいと考えております。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】

手帳1、2級の方へ全疾病拡大を実施しております。

また、自立支援医療対象者の入院にかかる助成を、平成31年4月1日から拡大しております。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答】

現行医療制度の拡大は、考えておりませんが、近隣市町の動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】

現時点では、調査の実施については未定です。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】

町としては、愛知県が上記のメニューを行っているため独自で行う計画はしていません。また、8月の児童扶養手当及び県遺児手当の現況届受付時に上記メニューの利用希望の有無について聞き取りを行いました。積極的に利用したいという声はありませんでした。なお、現在は1名の方が自立支援(高等教育職業訓練)給付

金を利用しています。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】

就学援助制度の対象を生活保護基準額については、1.2倍以下の世帯を対象にしています。1.4倍以下の世帯については、今後の研究課題と考えています。

また、年度途中の申請については、ホームページや福祉児童課と連携するなど周知を図っています。入学準備金は、新学期開始前の12月に支給しています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】

平成28年度から、町内4小学校下で、算数の基礎的学力定着のため小学3年生から6年生までの児童を対象に退職教員の指導により土曜教室を開講しています。平成29年度からは、愛知県が実施主体となりNPOと協力して、生活困窮世帯の子どもを対象とした「居場所づくり」、「学習支援」事業が実施されています。

「こども食堂」については、NPOとの連携を前提に研究していきたいと考えております。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】

学校給食費は、学校給食法第11条第2項の規定において児童又は生徒の保護者の負担となっています。無償化については、今後の研究課題と考えています。

未納者(保護者)については、学校と連携し、指導に努めています。減額や多子世帯に対する支援などについては、今後の研究課題と考えています。

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答】

保育所については施設の長寿命化を目指し、適時改修工事を実施しています。

県内市町村会議でも保育所等の保育士の確保にかなり困難な状況であると聞いております。今後についても実習生の積極的な受け入れや学校へのアプローチなど、本町を就職先として選んでいただけるような努力を引き続き行って参ります。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答】

認可外保育施設については、町内に1カ所ありますが、毎年愛知県と指導監査を実施し

ており、適切に運用されていると確認しています。

- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

無償化前の利用料負担が上回ることはありません。また、給食費(主食費)の無償は現在のところ考えておりません。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】

今年度、町内に2棟のグループホームが新たに開設し合計4棟となりました。今後も障害者が、地域で安心して生活できるよう努めます。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】

原則区分ごとの基準支給時間での対応となりますが、本人の状況、聞き取りにより必要と認めれば必要時間を支給しています。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】

短期や臨時における場合についてのみ状況に応じ、移動支援を通園、通学、通所、通勤に利用していただいています。

施設入所中の利用は認めていませんが、一時帰宅した時などについてはケースに応じて対応しています。

- ④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答】

入院時、入院中のヘルパー利用は困難ですが、ケースに応じ研究は必要と考えております。

- ⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】

障害者総合支援法に基づいて事務を進めておりますので、課税者には応分の負担をいただいております。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

- 1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

利用される方の状況等を踏まえつつ、法律に基づき事務を進めております。



2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】

利用される方の状況等を踏まえつつ、法律に基づき事務を進めております。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答】

対象となる利用者に対して、個別に制度の案内をしております。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

機をみて、国への要望を考慮します。なお、自治体の補助は考えておりません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

機をみて、PR及び国への要望を考慮します。なお、自治体の補助は考えておりません。

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

国の検討状況及び近隣市町の動向を踏まえ、研究していきたいと考えております。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種の一部負担金につきましては、尾北医師会管内で統一し2,000円としております。ただし、生活保護世帯及び町民税非課税世帯については、無料で接種することが出来ます。

任意予防接種は、満75歳以上で定期接種対象外の方を対象として1回実施しております。2回目の接種は、対象としておりません。

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】

産婦健診は、2017年度より1回助成しています。2回助成につきましては、近隣市町の動向を踏まえて研究していきたいと考えております。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

妊産婦歯科健診の助成につきましては、実施しておりませんが、妊婦の歯科健診につ

きましては、集団健診として実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

歯科衛生士の配置につきましては、考えておりません。  
事業毎の歯科衛生士は、報酬で支払っています。

**【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【回答】

機会があれば要望していきたいと考えております。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【回答】

機会があれば要望していきたいと考えております。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】

国においては、将来に渡り、持続可能な年金制度の試算、設計をしていると考えておりますので、現時点では要望は考えておりません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】

介護保険制度の財政運営における国の負担を充実するよう、また介護・福祉労働者の処遇・人材育成・確保について、機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えます。なお、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、現行の介護職員処遇改善加算に加え、介護職員特定処遇改善加算が創設され、令和元年10月から適用がされます。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】

現行医療制度の拡大は考えておりませんが、近隣市町の動向や県からの助成拡大等を注視し、情報収集に努めたいと考えております。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点国を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【回答】

機会があれば要望したいと考えております。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現行制度が維持できるよう、県からの助成等要望していきたいと考えております。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

【回答】

機会があれば要望していきたいと考えております。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】

機会があれば要望していきたいと考えております。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答】

機会があれば要望していきたいと考えております。

### (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】

機会があれば要望していきたいと考えております。

以上